

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」

(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子供と家族の支援活動)

新潟県共同募金会 助成要項(第2回)

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言は解除されたものの、感染症の影響による社会経済活動の停滞が続いており、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、さらに長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっています。

このため、新潟県共同募金会では、新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援する団体の活動を引き続き応援するため、2回目の助成を行います。

2 実施主体

社会福祉法人新潟県共同募金会（以下「本会」という。）

3 助成対象団体

県内で新型コロナウイルス対策支援活動を実施しているNPO法人等の民間非営利団体。法人格の有無は問いません。

4 助成対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活に困難を抱える子供と家族、高齢者、障害者等を緊急的に支援する活動

【事業の例示】

- 子どもやひとり親家庭、高齢者、障害者のための配食活動
- 子どものための学習支援活動や居場所づくり活動
- 高齢者や障害者の見守り活動
- 相談・メンタルケア等の当事者や家族を支援する活動 など

※ 令和2年7月1日（水）以降、9月30日（水）までの期間に実施される活動

（7月1日以降の活動であれば、申請より前に開始された活動も対象とします。）

※ 団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外

※ 第1回助成団体も活動期間を延長する場合、申請は可能

5 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために使用した下記の費用

- ・ 食材や消耗品を購入した費用
- ・ 参加したボランティアの交通費（実費）
- ・ 活動に使用した会場の賃借料
- ・ 食品やお弁当等の配送費
- ・ ボランティア行事用保険料
- ・ 活動に特に必要と認められる備品 など

※会場の賃借料については、貴団体及び貴団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

6 助成対象外経費

以下の経費は対象外

- ・講師やボランティアへの謝金、人件費
 - ・リースで対応できる備品の購入費
 - ・ボランティア活動保険料
 - ・単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る費用
 - ・補助金などの公的費用や他の助成金が充てられる費用
- ※中央共同募金会及び本会で実施している助成を受けた場合でも、助成を受けた事業の期間と異なる期間の事業であれば申請することができます。
- ・助成対象活動期間外に支出した費用

7 助成額

1 団体あたりの助成上限額は30万円以内です。

なお、募金・申請状況によって増減する場合があります。

8 助成申請書の提出

別紙申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、下記応募・問い合わせ先へメールまたは郵送で送付してください。

9 助成申請書の受付期間

令和2年7月27日(月)～8月28日(金) (当日必着)

10 助成決定等

- ・本会において、助成申請の内容を審査の上、助成の可否を決定します。
- ・助成決定は応募団体あてに通知を送付します。
- ・助成金は精算払いとします。助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ送金します。報告様式は助成決定時にお示しします。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- ・募金・申請の状況に応じて、加算助成する場合があります。

11 スケジュール(予定)

申請締切：令和2年8月28日(金)

助成決定：令和2年9月上旬

12 申請・問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会 担当 渡邊

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>

メールアドレス n-kenkyobo@h8.dion.ne.jp